

# 【持込禁止物】

第4条 競技会場に、次の各号に掲げる物（模造品、類似品を含む。）を持ち込んではならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 銃砲類、エアーソフトガン、モデルガン、その他銃器および銃器と誤認させる物（銃砲の威力のない銃器を含む。）
- (2) 刀剣類、包丁、ナイフ、カミソリ、針、ハサミ、缶切、その他の鋭利な物
- (3) 毒物、劇物、その他の有害物質
- (4) 爆発物、発煙筒、爆竹、花火、ガスホーン、火薬、照明弾、催涙スプレー、油類、その他の可燃性の危険物
- (5) スタンガン、石、弓矢、スリングショット、吹矢、木材、木刀、鉄パイプ、棒、ハンマー、チェーン、その他の凶器として使用されるおそれのある物
- (6) 掲示板、立て看板、横断幕、懸垂幕、旗、のぼり、アドバルーン、風船、ゼッケン、プラカード、文書、図書、図面、印刷物、レーザーポインター、サーチライト、その他の競技会の運営に支障を及ぼすおそれのある物
- (7) 塗料類（ペンキ類）
- (8) キックボード、スティックボード、スケートボード、ローラースケート、ラジコン、その他の通行に危険を及ぼすおそれのある物
- (9) 無線通信機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット、小型ラジオ等を除く。）
- (10) ドローン、カメラ内蔵型マルチヘリコプター、ラジコンヘリコプター、その他遠隔操作または自動操縦により飛行させることができる無人航空機（以下「ドローン等」という。）
- (11) 動物類（身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬および聴導犬）を除く。）
- (12) その他入場者等に迷惑もしくは危険を及ぼし、またはそのおそれのある物

2 競技会場に、前項各号に掲げる物のほか、次の各号に掲げる物を持ち込んではならない。該当物については持込禁止物預かり所にて一時預かることとする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 酒類
- (2) ドライアイス
- (3) ボール類、ブーメラン等の投てき用遊具のほか、ビン類、缶類（スプレー缶を含む。）、凍結物、その他の投てきまたは破裂等により他人に危害を与えるおそれのある物
- (4) ホイッスル、拡声器、楽器、ラジオカセット、スピーカー、その他大きな音が出る物
- (5) クーラーボックス、旅行用カバン、ベビーカー、その他のスタンド通路の通行に支障を及ぼすおそれのある大型または大量の荷物
- (6) その他競技会の運営もしくは進行を妨げ、またはそのおそれのある物

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA 輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025

